

# 島根県報

号外第九四号

平成十五年七月二十五日

(金曜日)

## 規 則

### 目 次

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部 (青少年家庭課) を改正する規則

公布された条例等のあらまし

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第八三号)

#### 一 規則の概要

貸付金の返還免除に関する条例に特別児童扶養資金の債務の免除に関する規定が追加されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

#### 二 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第八十三号

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則 (昭和五十七年島根県規則第四十一号)

の一部を次のように改正する。

第十八条中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

様式第二十七号を次のように改める。

様式第27号 (第18条関係)

資金の種類別	資金
貸付番号	第 号

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住 所  
氏 名 ①

債務継承者 住 所  
氏 名 ①

借主との続柄

連 帯 借 主 住 所  
氏 名 ①

保 証 人 住 所  
氏 名 ①

母子・寡婦福祉資金償還免除申請書

次のとおり 福祉資金の償還を免除していただきますよう申請します。

償還免除申請金額	元 金 利 子	円 円	年 月分から 年 月分まで	の償還分
借 用 金 額	金 円			
償 還 計 画	方 法	年 賦償還	期 間	年 月から 年 月まで
償 還 済 額	円		償還済の 期間	年 月から 年 月まで
未 償 還 額	円			
償還免除申請の理由	借 主			
	債務継承者			
	連 帯 借 主			
	保 証 人			

福祉事務所長の意見

福祉事務所長

印

(注) 「償還免除申請の理由」欄に記載した事由が確認できる書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則(平成十五年島根県規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第十八条の規定中「(法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「又は貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和五十九年島根県条例第十二号)第一条」と読み替えるものとする。

毎週火・金曜日発行

平成十五年七月二十五日印刷  
平成十五年七月二十五日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学館南町

松江陽印所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)